

## 綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である認定こども園又は保育所が提供するものに限る。）を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき食事の提供に要する費用のうち、主食に係る費用（以下「主食費」という。）に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である認定こども園又は保育所の設置者又はこれらの施設の長とする。

### (補助対象費用)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、綾瀬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年綾瀬市条例第27号）第13条第4項第3号の規定に基づき副食の提供に要する費用を徴収しない特定教育・保育給付認定保護者から主食費を徴収しなかった場合における当該主食費に相当する費用とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の主食費に相当する額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金交付申請書（第1号様式）に年間所要額内訳書（第2号様式）を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする年度の4月10日までに行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする年度に新設された特定

教育・保育施設である認定こども園又は保育所に係る第1項の規定による申請は、開所の日から起算して10日以内に行うものとする。

(決定の通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金交付決定通知書(第3号様式)によるものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、補助金の交付申請額を変更しようとするときは、綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金変更交付申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る書類の内容を審査し、変更交付することが適当であると認めるときは、綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、その所要額を四半期ごとに交付する。

2 補助金の交付を受ける者は、その交付を受けようとする都度、交付所要額内訳書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金実績報告書(第7号様式)によるものとし、同条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月15日までとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る費用の経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この要綱は、令和2年2月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。  
( 令和元年度分の提出期限の特例 )
- 2 令和元年度分の補助金の交付申請に係る第7条第2項の規定の適用については、  
同項中「補助金の交付を受けようとする年度の4月10日まで」とあるのは、「令  
和2年3月10日まで」とする。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金交付申請書

年　月　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年度綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象施設

2 交付申請額 円

3 添付書類

年間所要額内訳書（第2号様式）

第2号様式(第5条関係)

年間所要額内訳書

施設・事業所名	
主食費(A)	
補助対象者数(B) (主食費を徴収しなかった人数)	
1月当たりの所要額(C) [(A) × (B)]	
年間所要額(補助金交付申請額) [(C) × 12か月]	

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金交付決定通知書

年　月　日

様

綾瀬市長 印

年　月　日付けで申請がありました 年度綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しました。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 補助金額 | 円 |
| 2 補助条件 |   |

第4号様式（第7条関係）

綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金変更交付申請書

年　月　日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年　月　日付けで決定を受けた 年度綾瀬市特定教育・保育施  
設における主食費補助金を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更前の額	変更後の額

2 変更の理由

3 添付書類

年間所要額内訳書（第2号様式）

第5号様式（第8条関係）

綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金変更交付決定通知書

年　月　日

様

綾瀬市長　　　　　　　印

年　月　日付けで申請がありました　　年度綾瀬市特定教育・保  
育施設における主食費補助金変更交付申請の内容を審査した結果、次のとおり決定し  
ました。

1 補助金額	円	
既交付決定額	円(	年　月　日決定)
今回変更(増減)額	円	
2 補助条件		

第6号様式(第9条関係)

交付所要額内訳書

施設・事業所名			
交付対象期間	第 四半期分 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		
主食費	円		
交付額	対象児童数	1月当たりの所要額	
	月分	人	円
	月分	人	円
	月分	人	円
	合計		円

第7号様式(第10条関係)

綾瀬市特定教育・保育施設における主食費補助金実績報告書

年　月　日

(宛先) 綾瀬市長

報告者 所 在 地

名 称

代表者氏名

年　月　日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市特定教育・保  
育施設における主食費補助金に係る補助事業を次のとおり報告します。

1 所要額、交付決定額及び受入済額

所要額	交付決定額	受入済額
円	円	円

2 対象児童数及び所要額内訳

	対象児童数	主食費	所 要 額
4月	人	円	円
5月	人	円	円
6月	人	円	円
7月	人	円	円
8月	人	円	円
9月	人	円	円
10月	人	円	円
11月	人	円	円
12月	人	円	円
1月	人	円	円
2月	人	円	円
3月	人	円	円
合計	人	円	円